

亀山市告示第 9 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 7 年 4 月 2 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 1 0 2
- 3 路線名 徳原 8 号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
川崎町字貢 4 6 9 5 番 1 0 地内	旧	3 3 . 3 4	最小	4 . 2 1
			最大	4 . 2 8
	新	3 3 . 3 4	最小	6 . 0 0
			最大	6 . 0 0